

平成28年度

福島県環境影響評価審査会 議事概要

(平成28年4月5日)

1 会議の名称

平成28年度第1回福島県環境影響評価審査会

2 日 時

平成28年4月5日(火)

午後2時30分開会 午後3時30分閉会

3 場 所

県庁本庁舎3階 総務委員会室

4 議 事

- (1) 「(仮称)福島阿武隈風力発電構想計画段階環境配慮書」に対する知事意見に係る答申(案)について
- (2) 「(仮称)福島沿岸部風力発電構想計画段階環境配慮書」に対する知事意見に係る答申(案)について
- (3) 「福島県西郷村MS発電所計画(太陽光発電所)に係る環境影響評価方法書」に対する知事意見に係る答申(案)について

5 出席者等

(1) 環境影響評価審査会

伊藤絹子委員、稲森悠平委員、岩田恵理委員、川越清樹委員、木村勝彦委員、斎藤貢委員、高荒智子委員、由井正敏委員、井上正専門委員 以上9名

(2) 事務局

環境共生課長 遠藤洋、主幹 荒井浩之、主任主査 柴田久男、副主査 新村博、技師 菊地優也、以上5名

(3) 傍聴者 一般 20名、報道機関3名

6 議事内容

(1) 開会

(2) 議事録署名人の選出

(3) 議事

ア 「(仮称)福島阿武隈風力発電構想計画段階環境配慮書」に対する知事意見に係る答申(案)について

イ 「(仮称)福島沿岸部風力発電構想計画段階環境配慮書」に対する知事意見に係る答申(案)について

ア、イは内容が共通する部分があり、一括して審議した。

審査会委員や庁内関係各課等からの意見を踏まえて作成した知事意見に係る答申案について、資料に基づき事務局から説明した後、質疑応答を行い了承された。

質疑応答は以下のとおり。

【井上専門委員】

最終的に事業計画が具体化されて環境影響評価図書が出てから、ここでしっかりと具体的な事例を評価するということで、特に意見を申し上げなかったのですが、2点だけ確認させてください。1つは知事意見「4 一般環境中の放射性物質について」ですが、この意見は特に問題ないのですが、多分山林は基本的には除染しないということになっているので、住民への被曝の防止に対する配慮ですか、そのような言葉が例えば工事中は立ち入り制限を設けるとかですね、なんかそのような表現があった方がいいのかなということです。もう1つは「6 廃棄物について」ですが、ここで廃棄物について放射性物質に汚染されたものもその中で読み込むことでそれは結構ですが、「確実に環境への影響を回避又は低減すること」とありますが、環境だけではなくて近隣住民についての記載はあえて必要ないのでしょうか、必要あるような気がするのですが。

【事務局】

2点目の方から答えますが、環境というのは住民等も含む言葉として捉えてください。1点目ですが、中々難しい部分があります。今回は配慮書の段階でしてそもそもあまり計画が練られていない計画に対する意見という形であり、意見としても具体的な内容として中々書き込める状況にないということもあるので、細かなことに関しては、今後方法書で事業者がしっかりと放射性物質への対策等を示した中で、具体的な意見としたいと考えております。

【由井委員】

動植物、生態系についてですが、先ほど説明ありましたとおり、地域が広大なので地元の野鳥の会等から情報を十分に聴取して、できれば共同調査した方が調査の推進には早くなるということで意見を申し上げましたが、ただ野鳥の会は福島には5支部あって、盛んに活動しておられて、必ずしも風力発電事業に賛成しているわけではないのですね。だからなおさら地域を選んで風車を建てなければならないと思います。そのときに野鳥の会にだけ聴取するのではなく、前段の意見にあるように「動植物、生態系の現状を正確に把握すること」は当然ながら事業者が行うことです。現在は配慮書ですから規模と位置だけ決めるということで、阿武隈山地と沿岸部で位置は決まっていますが、規模はそれぞれ70万キロワットですよね。位置と規模は決まっていますが、配置と構造はこれからで、それは方法書段階で多分絞り込まれて、方法書では場所とターゲットを決めて調査して準備書を作っていくと思います。そうするとその段階では細かい配置、構造を変えることはかなり難しくなるので、できれば配慮書が終わった段階で、すでに前倒し調査等をやられているかもしれませんが、例えば夜に渡る鳥やコウモリについて、これは中々系統的に調べるのは個別の事業者では難しいので、この構想に参加する

全ての事業者が一体になって系統的に阿武隈山地を夜渡る動物がどのように移動するか、これを明らかにした方が、方法書以降で配置と構造を決めるのに都合がいいと思います。だからあまりこれまでにはないかもしれませんが、一応コンソーシアムということで、県も推進して事業者も一体となってやられると思うので、例えば夜間だとレーダー調査というものがあります。最近かなり進歩していて、レーダーを横回しにしたり縦回しにしたりして、風車に当たる所、当たらない所、どのくらい動物が飛んでいるのかというのもある程度わかるようになってきていますので、南北東西に輪切りに、CTスキャンのようにして、まず全体を調べて、それで主要な移動コースでないところをターゲットにして風車を設置すると、そういうことが動植物をあるいは生態系に対する影響を低減することだと思うので、意見には書かなくていいですが、そのことを県の環境保全部局から県のコンソーシアムに指導していただければと思います。

【事務局】

内容については事業者に伝えます。

【議長(稲森会長)】

阿武隈の方が風車200基で最大70万キロワット、1基あたり3,500キロワットであるという構想と、沿岸部の方が風車150基で最大52万5千キロワット、1基あたり3,500キロワットであるという構想であり、かなりの基数です。配慮書の中で色々検討されていますが、これから基数が増えることはないと思いますので、設置数はこれで最大だと思います。あとは位置関係や、山を開発して伐採するケースは結構出てくると思いますし、あと廃棄物の問題や放射性物質の取り扱いについて配慮した上で次の方法書を作成してくださいということですね。先ほどの先生の御意見の中では、放射性物質の扱いや廃棄物の問題について御意見ありましたが、住民配慮については「環境」という言葉の中に十分入っているということですね。一般環境中の放射性物質についての文言のところですが、今配慮書ですから、おそらく方法書を作成する中で、当然適切な措置について示してくるだろうということだったかと思いますので、そういうことで修正というか、これから前向きな形で取り組んでいく方向でということ、審査会として答申することによってよろしいでしょうか。そういうことでお願いできればと思います。もう1点ですが、現在環境省において中央環境審議会で、水環境について富栄養化対策とか色々な所での基準改正がなされていますが、従来窒素とリンを除去するということが富栄養化対策となっていたと思います。海も含めてアマモの生息域をいかに増やしていくとかかですね、そういった生態環境の点が極めて重要視されてきておりますし、例えば窒素、リンを除去するだけではなく、その生産性をいかに高めて、また生態系の環境をいかに良くしていくかが重要な視点になってきています。それと住民の方々がより理

解できる判断基準ということで、例えば湖とか海の底層の酸素濃度が十分にあるのかどうかとか、透明度が高いのか低いのかということが新たな環境基準に位置付けられるということになっていきますから、こういった風力発電所や太陽光発電所の開発にしても、生態環境というその場の環境をより保全することを踏まえた上での対策を練ることが大事ではないかと思いました。

ウ 「福島県西郷村MS発電所計画(太陽光発電所)に係る環境影響評価方法書」に対する知事意見に係る答申(案)について

審査会委員等からの意見を踏まえて作成した知事意見に係る答申案について、資料に基づき事務局から説明した後、質疑応答を行い、答申案について修正に関する意見が出され、事務局が意見に基づき修正案を作成し、修正案の了承については会長一任とされた。

質疑応答は以下のとおり。

【由井委員】

動植物の項目について、答申案に「猛禽類については、対象事業実施区域境界より1kmの範囲まで広げて調査を実施すること。」とありますが、事業者見解では、希少種が生息する可能性があるということなので、1km範囲の調査だけでは足りないかもしれません。環境省の最新の「猛禽類の保護の進め方」の手引きによると、周辺の複数の巣の位置関係からボロノイ分割という方法でGISで広域的な餌狩場を調べて、土地の改変の影響を推し量るという順序です。もし、一つがいが生息していて事業区を餌狩場、営巣地としている場合には、手引きによれば周辺3kmの植生を調べてGIS解析をしなければならないということになります。それが大変だとすれば、周辺に点々と分布する希少猛禽類1種類の営巣地を確認してボロノイ分割で解析をする必要があります。とりあえず答申案はこれでよいと思いますが、実際には準備書に至る過程で今のような方法を採用して調査する必要があります。もう一つ、答申案の「3 その他(1)」の項目で土砂崩れ等の災害が近辺で発生しているということですが、岩手県におけるメガソーラー事業の現地を見たことがありますが、地表全面をパネルで覆う関係で草が生えない場合があります。そうすると周辺から流れ込んだ水が全部その下を流れて土砂崩壊が実際に起きています。草が生えない方が管理に都合が良いのかもしれませんが、この周辺で土砂崩壊の事例があるという場所ですから、草(在来種)を生やしつつ、とにかく崩れないようにしないといけない。最後はパネルが全部ひっくり返ることになるので、要注意です。

【伊藤委員】

先生の意見と同様ですが、降雨の影響についての予測、評価はすごく難しいと思いますので、これまでの色々な事故等の事象について調べた方がいいと思います。そして、この場合にはこのような対策が大事ですよということ

を具体的に挙げていただければと思います。

【議長(稲森会長)】

今の発言は大事だと思います。メガソーラーの問題について、日本全国でテレビでも色々取り上げられています。この中でも自然景観をいかに保全しながら事業を実行するかということについて、しっかり対応しますと事業者は述べていますが、太陽光パネルを設置することで景観が変わらないはずがないです。色々な地域でメガソーラーを設置することについて、住民の方々から厳しいコメントがあり、なるほどと思うこともありました。また、筑波山の山林を伐採してパネルを設置するということが反対運動が起きて、つくば市長に嘆願書が提出されたという事実があります。それで今回の事業に対して西郷村長から意見が出されており、自然景観をそのまま保持してパネルを設置することは絶対にできないのですが、なるべく自然景観とマッチしたような形のパネル設置の仕方を工夫していかないといけません。あらゆるところで道路の両側がパネルだらけになってしまいます。色々な人の意見を聴いていますと、景観とマッチできるようにしないと、これからメガソーラーを作ることにに対する反対運動が出てきそうな気がします。2040年までに福島県として県内エネルギー需要の100%相当量の再生可能エネルギーを目指すという計画があります。風力発電所、太陽光発電所を整備するときに、自然景観といかにマッチさせるかについて、重点課題にするべきだと思います。県としても十分配慮していただきたいと思います。雨水対策についてですが、木を切ってそこにパネルを設置するわけですから、浸透能力は無くなります、例えば沖縄島では、赤土の流出によるサンゴ礁へのダメージなど、木を伐採すると土が流出するということは当たり前のことですが、そういった土砂災害に関して、雨水対策をいかに的確に強化していくかは、木を伐採して何かを作る事業全てに共通する課題です。このことに十分に配慮した上で、次の準備書の段階で、事業者は県と十分に打ち合わせて、良い形の整備をしてください。2040年再生可能エネルギーが100%、それを目指して取り組んでほしい。先ほど私が話しましたが、海、湖を守ることではなく、従来の窒素、リンだけ除去すればよいではないかという対応について、自然環境とマッチした形の対応策を新たに提言していきましようという流れになっていますから、自然景観とか生態環境の保全とか再生とかを重要な視点として盛り込まれるように期待したいと思います。

【事務局】

先ほどの猛禽類についての意見案についてですが、先生の御意見を踏まえて調査範囲に関する表現を改めさせていただきたいと思います。対象事業実施区域から1kmの範囲で調査すると限定しないで、広く読めるように考えたいと思います。

【由井委員】

当初の意見は、猛禽類の存在可能性について事業者見解が出される前なので、1 km「付近」とし、場合によっては、「付近」でプラス1 kmも読めるかと考えておりましたが、事務局案では「付近」という文言がなくなったので、この際明確にわかるように修正する方が良いと思います。専門外のことですが、廃棄物に関する意見について、「伐採木や残土など、工事で発生する廃棄物等の処分については、資源化する量や割合、用途を具体的に準備書に記載すること。」とありますが、ソーラーパネルそのものが20年供用された後の処分方法についても、この意見に含まれるというように、共通認識としておいた方がよいと思います。

【議長(稲森会長)】

それでは、委員の意見を基に、答申案を事務局で修正することとし、修正案については、私に一任していただくことでよろしいですか。

【委員】

異議なし。

(4) その他

各事業における環境影響評価の今後の手続きの予定、審査会開催の年間予定について、事務局から説明した。

(5) 閉会